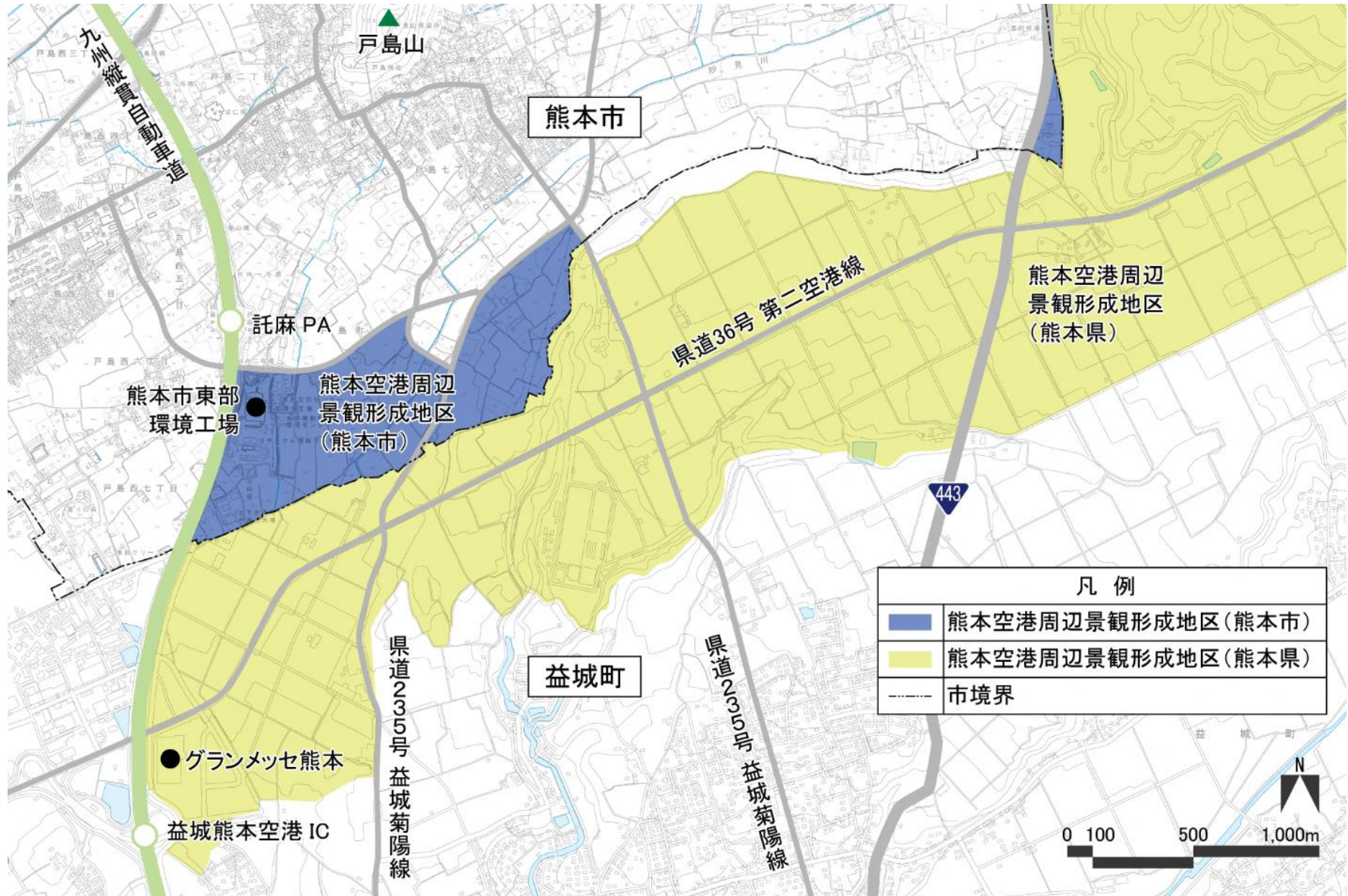


景観形成地区

次に該当する行為は、市長への届出を必要とします。(添付図面は大規模行為届出と同じです。)

行為の種類	届出対象規模
【条例第9条第1号ア】 建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	【熊本市景観条例施行規則（この表において「規則」という。）第6条第1項1号・第2号】 ・当該行為に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの ・既存建築物の屋上や屋根への太陽光発電施設の設置にあたり、太陽光発電施設の設置面積が10㎡を超えるもの
【条例第9条第1号ア】 工作物の新設、増築、改築、移転又は外観の変更	【規則第6条第1項3号】 ・さく、塀、擁壁その他これらに類するもので、高さが1.5mを超えるもの ・記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽その他これらに類するもので、高さが5mを超えるもの ・鉄筋コンクリート造、金属製又は合成樹脂製で、柱の高さが5mを超えるもの ・電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物で、高さが10mを超えるもの ・遊戯施設、製造施設、貯蔵施設等、立体駐車場、処理施設等で、高さが5m又は築造面積が10㎡を超えるもの ・土地に自立して、新設、増設する太陽光発電施設で、高さ ^{※1} 1.5mを超えるもの又は新設する場合はその敷地の用に供する土地の面積が100㎡を超えるもの、あるいは増設する場合は増設後の土地の面積が100㎡を超えるもの
【条例第9条第1号ア】 木竹の伐採	【規則第6条第1項6号】 ・高さが10mを超えるもの ・伐採面積が500㎡を超えるもの
【条例第9条第1号ア】 屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件の堆積	【規則第6条第1項7号】 ・高さが1.5mを超えるもの ・当該行為に係る部分の面積が100㎡を超えるもの
【条例第9条第1号ア】 土石の採取及び 鉱物の掘採	【規則第6条第1項5号】 ・当該行為に係る部分の面積が500㎡を超えるもの ・高さが1.5mを超えるのり面又は擁壁を生じるもの
開発行為	・当該行為に係る部分の面積が500㎡を超えるもの ・高さが1.5mを超えるのり面又は擁壁を生じるもの

※1 斜面に設置する場合の高さは、最も低い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最下部から、最も高い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最頂部までの高さとする。増設する場合、高さが届出対象規模を超える場合は届出対象となる。



熊本空港周辺景観形成地区位置図